



2026年5月26日

各 位

会社名 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
アルコニックス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員CEO 手代木 洋
(コード：3036 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務執行役員CSO 鈴木 匠
コーポレート部門長
TEL 03-3596-7400

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月24日開催予定の当社第45回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本年2月24日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、長期経営計画実現のためのコーポレート・ガバナンス強化の一環として、健全で透明性が高く、事業環境の変化にすばやく対応できるような経営体制を確立すべく、本年6月24日開催予定の当社第45回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 現行定款では株主総会は取締役社長が招集し議長となることとされていますが、株主総会の運営について、より一層柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、取締役会があらかじめ定める取締役が株主総会の招集権者及び議長となるよう、現行定款第14条を変更するものであります。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるよう、変更案第29条第3項を新設するとともに、変更案第29条第3項の一部と内容が重複する現行定款第33条を削除するものであります。なお、この定款変更の効力発生後も、引き続き株主総会で剰余金の配当等を決議することが可能です。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月24日(水) (予定)
定款変更の効力発生日 2026年6月24日(水) (予定)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人</u>を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は電子公告により行う。<u>ただし</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関</u>を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(1) 取締役会</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は電子公告により行う。<u>但し</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載する。</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は 64,000,000 株とする。</p> <p>第 7 条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) ～ (3) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(4) 募集株式<u>または募集新株予約権</u>の</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>64,000,000</u> 株とする。</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) ～ (3) (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">(4) 募集株式<u>又は募集新株予約権</u>の割</p>

<p>割り当てを受ける権利 (5) (条文省略)</p> <p>(単元未満株主の買増し請求)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと <u>(以下「買増し」という。)</u> を当社に請求することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項の<u>規程</u>にかかわらず、必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主権利行使に関する手続きその他株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>り当てを受ける権利 (5) (現行どおり)</p> <p>(単元未満株主の買増し請求)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の<u>最終</u>の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主の<u>権利</u>行使に関する手続きその他株式に関する取扱いは、取締役会<u>又は取締役会の決議により委任を受けた取締役</u>の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定により選定する。</u></p>
--	--

<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(決議要件)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第17条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は<u>取締役会においてあらかじめ定めた</u>取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(決議要件)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社に取締役<u>10</u>名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社に取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> <u>9</u>名以内を置く。</p> <p>2. <u>当社に監査等委員である取締</u></p>

<p>(選 任) 第 19 条 (新設)</p> <p>取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2.</u> 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(任 期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>役4名以内を置く。</u></p> <p>(選 任) 第 19 条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2.</u> 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3.</u> 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p><u>4.</u> 会社法第 329 条第3項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(任 期) 第 20 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2.</u> 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>3.</u> 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取</p>
---	--

<p>(代表取締役及び役付役員等)</p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。取締役会はその決議によって代表取締役又は執行役員の内 1 名を社長とする。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、並びに取締役副社長を若干名選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 5 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付役員等)</p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。取締役会はその決議によって代表取締役又は執行役員の内 1 名を社長とする。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長及び取締役社長各 1 名、並びに取締役副社長を若干名選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の 5 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>4. (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 23 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取</p>
--	--

<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p><u>締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第24条 当社に監査役4名以内を置く。</p> <p><u>(選任)</u></p> <p>第25条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(補欠監査役の選任)</u></p> <p>第26条 当社は法令または定款の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</p> <p>2. <u>補欠監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>補欠者の選任の効力は、選任後最</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p><u>初に到来するその事業年度に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p><u>4. 補欠者は法令または定款に定める監査役の員数を欠く事になった時に就任する。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第28条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会)</u></p> <p><u>第29条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p><u>第25条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会)</p> <p><u>第 26 条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>3. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第 6 章 取締役及び監査役の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第 30 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額はあらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 6 章 取締役の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額はあらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p>

<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 32 条 剰余金の配当としての期末配当は毎年 3 月 31 日、中間配当は毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 33 条 <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 34 条 <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 29 条 <u>当会社は、剰余金の配当としての期末配当は毎年 3 月 31 日、中間配当は毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>3. 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 30 条 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(附 則)</p> <p>(監査役の責任免除等に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 <u>第 45 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任の取</u></p>

	<p><u>締役会の決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 30 条第 1 項に定めるところによる。</u></p> <p><u>2. 第 45 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 30 条第 2 項に定めるところによる。</u></p>
--	--